

奈良県教育委員会教育長訓令第9号

事務局 一般

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

第六条第二項中「教職員課長」を「福利課長」に改める。

第十一条中「安全衛生委員会」を「事務局及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に安全衛生委員会」に改める。

第十二条中「第五条第三項各号」を「第五条の二各号」に改める。

第十三条第一項中「委員会」を「事務局に設置する委員会」に改め、同条第二項中「の推薦」を「又は労働者の過半数を代表する者の推薦」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に設置する委員会を組織する者は、当該教育機関の所属長が別に定める。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に設置する委員会においては、当該教育機関において安全及び衛生に関する事項を総括管理する者又はこれに準ずる者をもって充てることができる。

第十七条中「教職員課」を「福利課」に改める。